

鳥取県警察交通安全施設工事入札参加資格審査の申請要領について

令和8年度における鳥取県警察本部が発注する交通安全施設に関する工事の入札に参加する者に必要な資格、その審査申請の要領について、次のとおり定める。

1 入札参加資格

入札参加資格は、次表の左欄に掲げる交通安全施設に関する工事の種別に応じ、同表の右欄に掲げる要件を満たす者に対して付与する。

| 工 事 種 別 | 要 件 |
|-----------------------------------|--|
| 交通管制中央装置等設置工事 | 鳥取県が発注する工事のうち、電気工事及び電気通信工事の入札参加資格を取得した者又は取得見込みの者 |
| 交通信号機等設置工事 (交通管制中央装置に係るものを除く。) | 鳥取県が発注する工事のうち、電気工事の入札参加資格を取得した者又は取得見込みの者 |
| 道路標識設置工事 (灯火式・可変式) | 鳥取県が発注する工事のうち、電気工事の入札参加資格を取得した者又は取得見込みの者 |
| 道路標識設置工事 (灯火式・可変式を除く。) | 鳥取県が発注する工事のうち、交通安全施設の入札参加資格を取得した者又は取得見込みの者 |
| 道路標示塗装工事 | 鳥取県が発注する工事のうち、区画線工の入札参加資格を取得した者又は取得見込みの者、あるいは次の条件をすべて満たす者 ・ 当該工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。 ・ 路面標示施工技能士の資格を有すること。 ・ ハンドマーク (加熱式)、溶解槽、施行機 (幅15、30、45センチメートルの施工ができるもの) を備えていること。 |

2 提出期間及び時間

令和8年2月2日（月）から同月27日（金）までの間（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

3 提出書類

入札参加資格の審査を受けようとする者は、令和6年鳥取県告示第593号「建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等」（以下「告示」という。）様式第1号及び第2号に準ずる様式で、鳥取県警察交通安全施設工事入札参加資格審査申請書及び入札参加資格希望票を作成し、次に掲げる書類を添付して鳥取県警察本部長に提出すること。

なお、申請書の宛名は、「鳥取県警察本部長」とすること。

(1) 県内に本店を有する建設業者

- ア 鳥取県警察交通安全施設工事別入札参加資格希望票（別記）
- イ 工事経歴書（告示様式第3号）
- ウ 職員調書（技術職員）（告示様式第4号）
- エ 職員調書（その他の職員）（告示様式第5号）
- オ 経営事項審査に係る結果通知書の写し
- カ 国税及び地方税に未納がないことを証する次に掲げる納税証明書（申請日前3月以内に交付されたものに限る。）

(ア) 法人にあっては、法人税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。以下同じ。）に係るもの（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式（以下「第9号書式」という。）その3の3）並びに鳥取県の県税（遅滞金及び加算金を含み、地方消費税を除く。以下同じ。）に係るもの

(イ) 個人にあっては、所得税、消費税及び地方消費税に係るもの（第9号書式その3の2）並びに鳥取県の県税に係るもの

- キ 建設業許可の通知書の写し

ク 鳥取県労働局が発行する労働保険料に未納がないことを証する労働保険料納付証明書（入札参加資格申請を行う日の属する月又は当該月の前月に交付されたものに限る。）

(2) 県外に本店を有する建設業者

- ア (1)のアの書類

- イ 営業所一覧（告示様式第6号）

- ウ (1)のイの書類

エ 県内に営業所、事業所等を有する者にあっては、(1)のカの書類

オ 県内に営業所、事業所等を有しない者にあっては、国税及び地方税に未納がないことを証する申請日前3月以内に交付された次に掲げる納税証明書

(ア) 法人にあっては、法人税、消費税及び地方消費税に係るもの（第9号書式その3の3）

(イ) 個人にあっては、所得税、消費税及び地方消費税に係るもの（第9号書式その3の2）

カ 建設業許可の証明書（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）の写し

キ 法人にあっては、商業登記簿の謄本又は当該法人の登記事項証明書（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）の写し

ク 入札の参加等の権限の委任状（年間を通じて委任する場合に限る。）

ケ 経営事項審査に係る結果通知書の写し

(3) 道路標識設置工事及び道路標示塗装工事の入札参加資格を希望する者にあっては、(1)又は(2)の書類に加えて、令和7・8年度鳥取県特殊工事入札参加資格審査用付属書類（告示様式第7号）及び次に掲げる書類を提出すること。

ア 道路標識設置工事の入札参加資格を希望する者

(ア) 職員調書（告示様式第9号）及び当該職員調書に記載した職員が有する資格等を証する書面の写し並びに県外業者にあっては、雇用保険被保険者証、監理技術者資格者証、住民税特別徴収税額通知書又は健康保険・厚生年金保

険標準報酬月額決定通知書の写し等（技術者等の要件のある入札参加資格を希望する場合に限る。）

（イ）職員写真（告示様式第10号）

イ 道路標示塗装工事の入札参加資格を希望する者

（ア）職員調書（告示様式第9号）及び当該職員調書に記載した職員が有する資格等を証する書面の写し並びに県外業者にあっては、雇用保険被保険者証、監理技術者資格者証、住民税特別徴収税額通知書又は健康保険・厚生年金保険標準報酬月額決定通知書の写し等（技術者等の要件のある入札参加資格を希望する場合に限る。）

（イ）職員写真（告示様式第10号）

（ウ）機械設備等調書（告示様式第11号）並びに当該機械設備等調書に記載した機械等の売買契約書及び固定資産税台帳の写し又はリース契約書の写し（道路標示塗装工事に限る。）

（エ）機械設備等写真（告示様式第12号）

（4）告示様式第1号、第4号、第6号又は第9号から第12号までの書類の記載事項に変更を生じた場合は、告示様式第14号又は第15号に準ずる様式で、令和7・8年度鳥取県交通安全施設工事入札参加資格審査申請事項変更届を作成し、5の提出先に速やかに提出すること。

4 提出方法

5の提出先に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の伝達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者（以下「信書便事業者」という。）による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出すること。

なお、郵便又は信書便による提出は、書留郵便又は信書便事業者の提供する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、2の提出期間の末日までに到着したものに限り受け付ける。

5 提出先

鳥取県警察本部警務部会計課管財係

（〒680-8520 鳥取市東町一丁目271 電話0857-23-0110（代））

6 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格の結果については、文書により通知する。

7 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、入札参加資格を付与された日から令和9年3月31日限りとする。